

○山梨県富士五湖水安全条例及び同施行規則の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（地山）第 1 7 号 〕

1 条例の趣旨

この条例は、モーターボートやヨット等の増加に伴い、これらの船舶による事故が多発傾向にあった昭和 4 8 年に富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止を目的として制定されたものであるが、最近における急激な水上レジャーの普及、多様化に伴い、水上オートバイ等の各種新製品が出現するなど、富士五湖における水上レジャーは多種多様となっているばかりか、これらの利用者により湖面はかなり過密化している状況であり、また、船舶の無謀操縦による騒音も社会問題となってきたため、水上における安全の確保とともに、このような水上交通に起因する騒音等の障害の防止を図る必要も出てきたことから昭和 6 3 年 1 2 月に条例の一部改正が行われ、それまでの水上における交通の安全と事故の防止という目的に、水上の交通に起因する障害の防止に資することが加えられたものである。

2 解釈・運用上の留意事項

本来、湖は自由に使用できるものであることから、この条例の運用に当たっては、法令の適用を誤り、又は条例制定の趣旨を逸脱した不当な取扱いによって、国民の批判、不信を買うことのないように留意すること。

なお、条例及び規則の逐条解説を添付するので参考とされたい。

(1) 航行禁止区域及び保安区域について（条例第 7 条及び第 8 条）

ア この両区域については、湖の自由使用の原則に鑑み、必要最小限の指定を行うという趣旨から、現在は山中湖、河口湖及び本栖湖の 3 湖に限られているが、条例の目的である「水上における交通の安全と事故の防止」を達成するためには、湖の水量や水域の利用状況等により柔軟に対応すべきものであることから、両区域の新たな指定、廃止若しくは拡大、縮小又は指定期間の短縮、延長の必要がある場合は、警察署長は警察本部生活安全部地域課長経由で本部長に報告すること。

イ 条例第 1 0 条で、航行禁止区域及び保安区域内における船舶の航行が禁止されているが、公共的な活動を行う一定の船舶等については、規則第 3 条及び第 1 0

条により、その特例航行を定めているのでこれらの船舶については誤りのないようにすること。

(2) 標識等について（条例第9条）

条例に基づく標識等の水上安全施設については、常に正常に維持されるよう「水上安全管理施設管理要綱」（昭和48年6月29日付け、甲通達（外）第49号）により、適切な管理を行うこと。

(3) 大会等の開催許可について（条例第14条）

大会等の開催許可は、規則に定める大会等開催許可申請書（以下「許可申請書」という。）によって申請を受理し、当該警察署長が許可、不許可又は条件付けの判断をし、別記様式第1の大会等開催許可通知書（以下「許可通知書」という。）を交付して行うものとする。湖における許可については、道路において道路使用許可と道路占用許可とがあるように、河川管理者（富士五湖においては、山梨県知事）による占用の許可がある。したがって、水上交通の安全に関する許可である本条例の大会等の開催許可により、水域における排他的な使用権が付与されることとはならないので、許可申請書の受理時や許可通知書の交付時には、他の水域利用者との間で問題が生ずることのないよう申請者に指導するとともに、河川管理者や地元の関係機関・団体等にも連絡するよう指導することが望ましい。

(ア) 許可申請書の受理及び審査

a 許可申請書の受理に際しては、次の事項を確認すること。

(a) 記載事項の適否

(b) 他の大会等の開催との競合の有無

(c) 図面添付の有無

b 許可申請書の受理に際して添付書類が不備である場合は、これを受理することなく、一旦差し戻し、整備されたときこれを受理すること。

なお、コース設定に伴うブイ等の工作物の設置等については、河川法の設置許可が必要となるが、このように他の法令等による許認可が必要となる場合であっても、大会等の開催許可を行う際にこれらの許認可を受けている必要はないので、許認可を受けていなくとも許可申請書を受理することとなるが、他の許認可等についても指導すること。

(イ) 関係警察署長への連絡

大会等の開催場所が他の警察署の管轄に及ぶときは、関係警察署長と事前に打合せをし、又は連絡通報をするなど許可の取扱いに誤りのないようにその適正を図ること。この場合、許可申請書を受理した警察署長は、許可申請書及び許可通知書の写しを関係警察署長に送付するものとする。

(ウ) 現地調査

警察署長は、許可申請書を受理したときは原則として現地調査を行い、許可、不許可の判断をし、又は必要な条件付けをすること。ただし、特に信用すべき事由があり、かつ、開催の方法・形態、水域又は交通の状況等により必要がないと認められる場合には、現地調査を省略することができる。

(エ) 許可通知書の交付等

a 許可通知書を交付した場合は、交付年月日等の必要事項を別記様式第2の大会等開催許可申請処理台帳に記載し、処理のてん末、条件等を明らかにしておくこと。

b 条件を別紙に記載した場合は、許可通知書と割印又は契印をすること。

(4) 水上安全指導員について（条例第17条）

この水上安全指導員の運営・活動については、水上安全指導員運用要領の制定について（令和2年3月25日付け、例規甲（地山）第106号）により行うものとする。

3 広報の徹底

条例及び規則の内容については、関係業者や利用者等を対象に活発な広報活動を行い、その内容の周知徹底を図ること。

4 報告

警察署長は、条例違反事件を検挙した場合は、その都度概要を生活安全部地域課長経由で本部長に報告すること。

5 別添資料

別添1 山梨県富士五湖水上安全条例逐条解説

別添2 山梨県富士五湖水上安全条例施行規則逐条解説

別添3 航行禁止区域、保安区域関係資料

別記様式第1

第 号 年 月 月 大 会 等 開 催 許 可 通 知 書 殿 山梨県 警察署長 印			
開 催 場 所			
開 催 期 間	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで		
開催の方法 又 は 形 態			
備 考			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">条 件</td> <td></td> </tr> </table>		条 件	
条 件			

別記様式第2

大 会 等 開 催 許 可 申 請 処 理 台 帳

署

受理年月日	許 可		申 請 者	開 催 目 的	開 催 場 所	期 間	条 件	備 考 (受領者等)
	番 号	年 月 日						

別添 1

山梨県富士五湖水安全条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止を図り、及び水上の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

本条は、この条例を適用する場所と目的を定めたものである。

- 1 この条例が適用される場所は、富士五湖の水上であって、四尾連湖等の他の湖には適用されず、また、結氷時の氷上は含まない。
- 2 目的は、安全な交通の確保と事故の防止を図るとともに、水上の交通に起因する障害の防止に資することである。ここにいう事故とは、水難事故のほか船と人、船と船のそれぞれの接触による事故等、水上で発生する各種の事故をいう。また、水上の交通に起因する障害とは、水上の交通に起因して公共の安全と秩序に対する侵害が生ずることをいい、具体的にはモーターボートの騒音等が挙げられ、著しくは他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法での走行禁止（条例第13条第1項）のような迷惑行為的な規定をも疑問なく含み得るようにするため、「水上における交通の安全と事故の防止」という目的に加えて、「水上の交通に起因する障害の防止に資すること」を規定したものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水域 山中湖、河口湖、西湖、本栖湖及び精進湖をいう。
- (2) 船舶 機関又は帆を用いて推進する船をいう。
- (3) 操縦 船舶をその本来の用い方に従って用いることをいう。
- (4) 航行 船舶を操縦して進行することをいう。
- (5) 操縦者 かじ又はだ輪を操作して直接船舶を操縦する者及び船長をいう。

この条例において用いる用語の意義を定めたものである。

- 1 第1号の「水域」とは、山中湖、河口湖、西湖、本栖湖及び精進湖をいう。
- 2 第2号の船舶とは、機関を用いて推進する動力船及びヨット等の帆を用いて推進する帆船をいい、その大小、種類、用途、形態のいかんを問わない。したがって、人力

を用いて進行する手こぎボート等は、ここにいう船舶ではなく、「船舶以外の船」である。

また、ラジコン船については、「船舶」に含まないこととする。

- 3 第3号の「操縦」とは、船舶を本来の使用の仕方を用いることをいう。「本来の使用の仕方を用いる」とは、動力船にあつてはその機関を動かし、帆船にあつては帆を張って水上を進（退）行させることをいう。したがって、例えばモーターボートが機関を止めてろかいを用いたり、人が押し、又は引っ張るなどして動いていることは、「操縦」によるものではないこととなる。
- 4 第4号の「航行」とは、船舶が、その本来の用い方によって動いている状態をいう。
- 5 第5号の「操縦者」とは、かじ又はだ輪を操作して直接船舶を操縦する者はもちろん、操だ士や機関士に命じて船舶の航行を指揮する船長も含まれる。「操だ士」とは、かじを使って船舶を進（退）行させ、又は方向を変化転換させる者をいい、「機関士」とは、船舶の機関を取り扱う者をいう。船舶職員法によれば、富士五湖のような平水区域において総トン数20トン未満の船舶を航行させる場合は、一定の資格を有する船長が乗船していればよいことになっており、操縦者そのものが海技従事者の免許を有する必要はないこととなっている。

(参考 船舶職員法18条、第30条の3、第33条)

(船舶の航法)

第3条 船舶は、水域における交通の安全と事故の防止を図るため、次の各号に掲げる航法に従い航行しなければならない。

- (1) 2隻の船舶が真向かいに、又はほとんど真向かいに行き会う場所であつて、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、進路を右に転じて互いに他の船舶の左げん側を通過すること。
- (2) 2隻の船舶が互いに進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けること。
- (3) 船舶が他の船舶を追い越そうとするときは、当該船舶を確実に追い越し、かつ、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けること。
- (4) 船舶と船舶以外の船が互いに衝突のおそれがある方向に進行するときは、船舶は、

当該船の進路を避けること。

- 2 船舶は、水域において、他の船舶等に危険を及ぼすような速度と方法で航行してはならない。

本条は、水域において、船舶等の衝突を予防し、安全かつスムーズな交通を確保するための必要最小限の航法を示したものである。

- 1 海洋については「海上衝突予防法」、港湾については「港則法」によりそれぞれ衝突予防のための航法が定められているが、これらの法律は、海洋に接続する一部の水域を除いては、河川、湖沼等内陸の水域には適用されないので、これらの法律に規定する航法に準じて規定したものである。

- 2 第1項第1号の「真向かいに行き合う場合」とは、2隻の船舶が一直線の進路を対航する場合をいい、「ほとんど真向かいに行き合う場合」とは、真向かいではないが、これに近い状態で対航する場合をいう。これらの場合で衝突のおそれがあるときは、左げん対左げんで通過することができるようお互いに右にかじをきって相手の船舶の進路を避けることとなる。「衝突のおそれ」とは、2隻の船舶が接近しつづあるとき、両船がそのままの進路及び速力で進行すれば、恐らく衝突するであろうと考えられる状態をいう。

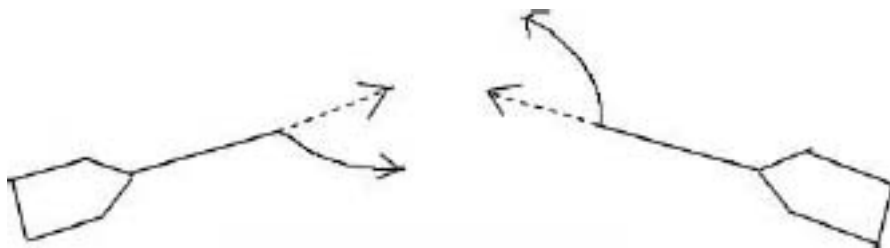
(参考 海上衝突予防法第14条)

※ 真向かいに行き合う場合



互いに進路を右にとる。

※ ほとんど真向かいに行き合う場合



互いに進路を右にとる。

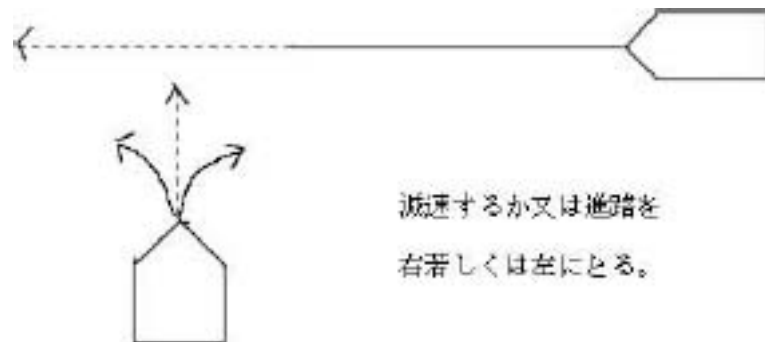
- 3 第1項第2号の「進路を横切る場合」とは、2隻の船舶の進路が互いにその船首方

向で交差している場合をいい、この場合で衝突のおそれがあるときは、右側航行の原則に従って、他の船舶を右げんに見る船舶が避航船（他の船舶の進路を避けなければならない船舶）となる。

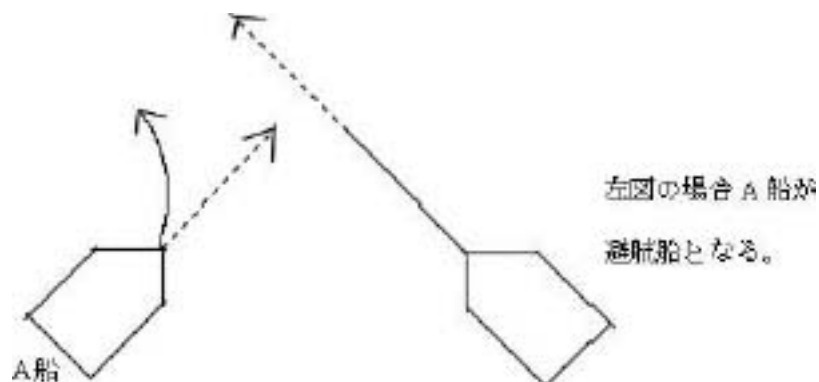
（参考 海上衝突予防法第15条）

※ 進路を横切る場合

①

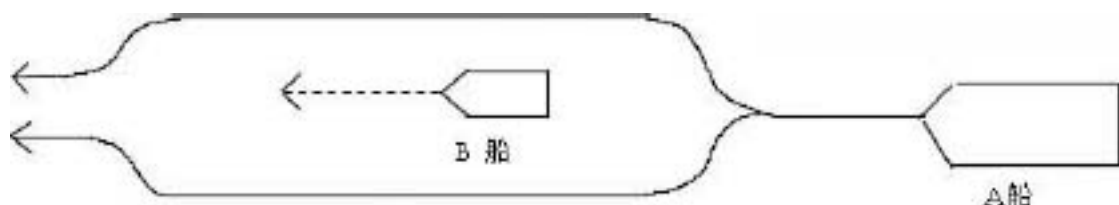


②



4 第1項第3号は、追い越す船は、追い越される船より速度が速いことから、「操縦容易なものが、操縦困難なものを避航する。」という航法の原則に基づいて避航義務を負うこととしたものである。

（参考 海上衝突予防法第13条）



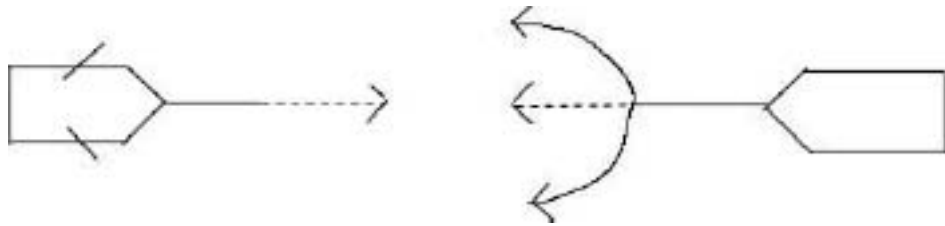
A船は、確実に追い越し、十分遠ざかるまで、B船の進路に入らない。

5 第1項第4号は、同項第3号と同様に「操縦容易なものが、操縦困難なものを避航する。」という航法の原則を適用したもので、船舶と船舶以外の船（例えば手こぎボ

ート) が互いに衝突のおそれがある方向に進行する場合は、船舶が進路を避けることを規定したものである。

なお、条例には規定されていないが、船舶のうち動力船と帆船が互いに衝突のおそれがある方向に進行する場合も航法の原則からいって操縦容易な動力船が避航船になることは当然である。

(参考 海上衝突予防法第18条)



手こぎボート等 進路を右又は左にとる。

6 第2項の規定は、安全確保のための歯止めの意味で設けたものである。

「海上衝突予防法」、「港則法」においては、本条第1項各号に規定する航法以外に、さらに詳細な規定を設けているが、条例では必要最小限のものを示すにとどめたものである。「他の船舶等に危険を及ぼすような速度」とは、現場の地形、船舶等の混み具合の程度、船舶の大小等その状況に応じ、区々にわたるので何ノット以上がこれに当たるということはいえないが、要は無謀操縦をこれによって規制することをねらいとしたものである。「他の船舶等に危険を及ぼすような方法」とは、急転回、縫航、直前横切りあるいは大きな引き波を立てるなど、その行為により他の船舶等に危険がおよぶおそれがある方法をいう。

(参考 海上衝突予防法第6条、港則法第16条)

7 この第2項と同様な規定として、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年山梨県条例第44号)の中に、

(湖水等における危険行為の禁止)

第9条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者(以下「遊泳者等」という。)に対して危険を感じさせるような行為をしてはならない。

という規定があり、これらの違反に対しては、1万円以下の罰金又は拘留若しくは科

料に処する旨の規定がある。したがって、他の「船舶」に危険を及ぼすような航行については、本条例に基づいて警察官がその行為を中止するよう指示を行うこととなるが、周囲に遊泳者や手こぎボート等がいる水域において、それらに対して危険を感じさせるような航行については、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の第9条違反として対応することとなる。

(航行中における危険な際の措置)

- 第4条 船舶は、水域において、霧、もや、豪雨等により視界が制限される状態で航行するとき又は見通しの困難な場所を航行するときは、危険を防止するため、汽笛、号鐘その他の警音を鳴らさなければならない。
- 2 操縦者は、水域において、航行中天候が急変したときその他航行に危険が予想されるときは、船舶の速度を減じ、又は安全な場所に避難する等必要な措置を講じなければならない。
- 3 船舶は、水域において、夜間航行するときは、他の船舶等から視認しうるような燈火を用いなければならない。

本条は、視界制限状態等における船舶の航法を定めたものである。

- 1 第1項は、霧中航行等の際の信号について規定したものである。

「海上衝突予防法」においては、船舶の種類、大小によって信号の質及び方法がそれぞれ定められているが、本条例においては、危険防止のための有効な音響が他の船舶に届くよう最小限の措置をすることを義務づけることとしたものである。

「汽笛」とは、蒸気、圧搾空気、電動等により音響を発する措置をいい、「号鐘」とは、鐘のことである。したがって、「汽笛、号鐘その他の警音」とは、このようなものによる音響のほか、「サイレン」、「どら」等による危険を回避するための有効な音響をいう。

(参考 海上衝突予防法第35条)

- 2 第2項は、航行の途中において天候が急変するなど危険が生じ、そのまま航行を続ければ事故の発生が予想される場合、安全確保のための措置をとることを義務づけたものである。
- 3 第3項は、水域において、船舶を夜間に航行させる場合、衝突の危険を防止するため燈火を用いることを義務づけたものであり、燈火について規定した海上衝突予防法

が富士五湖では適用されないことから、航行の際は燈火を使用することを本条例において規定したものである。この場合の夜間とは、日没から日の出までの間をいう。

- 4 夜間航行する船舶にとって燈火は、衝突防止上重要な意味を持っていることから「船舶安全法」に基づく「船舶設備規程」により、船舶に備えるべき船燈について詳細に規定しているところであるが、富士五湖のような平水区域を航行する長さ12メートル未満の船舶で、昼間のみ航行する船舶にあつては、船燈設備がなくとも航行できることとなっている。このような船燈設備がない船舶については、航行の際、その携帯が義務付けられている「船舶検査証書」の「その他の航行上の条件」欄に、「日没から日の出までの間の航行を禁止する。」と記載され、夜間航行が禁止されている。したがって、たとえ燈火を用いたとしても、このような船舶の夜間航行は、本条例にかかわらず船舶安全法違反となるものである。

- 5 本条例の「船舶」に該当するが、船舶安全法に基づく船舶の検査が免除される、
- ・ 推進機関を有しない、長さ12メートル未満の帆船
 - ・ 長さ1.5メートル未満であり、エンジンの最大出力が2馬力未満のもの
 - ・ 旅客定員が3人以下であり、小型の船外機（5メートル未満の船舶では5馬力以下、5メートル以上の船舶の場合10馬力以下）を使用するもの
- については、同法第29条により都道府県知事が規則をもって必要な定めをすることができるとされているが、本県では規則が制定されておらず、そのためこれらの船舶には船燈等の設備義務はないものとなっている。しかし、夜間における事故防止上、これらの船舶についても夜間航行する場合においては、燈火を用いなければならないこととしたものである。

- 6 「他の船舶から視認しうる」とは、大気がよく澄んでいる月明かりのない夜間において健全の視力の人であれば肉眼で見ることができることをいう。

（警察官の指示）

第5条 警察官は、前2条の規定に違反して航行している船舶の操縦者に対し、当該違反行為を中止すること又は航行の危険を除去するため必要な措置を講じることを指示することができる。

本条は、警察官が操縦者に対して、その条例違反行為中止すること又はその違反行為により現に発生している航行の危険を除去するため必要な措置をとることを指示するこ

とができる旨を定めたものである。

1 警察官の指示を受ける者は、第3条（船舶の航法）又は第4条（航行中における危険な際の措置）の規定に違反している船舶の操縦者であり、警察官は、これらの者に対して、当該違反行為を中止すること又は航行の危険を除去するため必要な措置を講じることを指示することができることになっているが、この場合の指示は是正命令であるから単に違反事実を指摘するだけでは指示にならない。したがって、条例に定める正しい航法によること等を示し、これらの実施を命令することをいうものである。この警察官の指示命令違反の罰則の構成要件は、警察官の指示に従わず、違反行為を継続することが要件であり、単に規定の義務に違反して航行しているということのみでは充足されないこととなる。

2 前記第3条、第4条については、「海上衝突予防法」との関連もあって、直接は罰則を設けていないが、これらの規定に違反してなされている行為は事故に直結するおそれがあるので、事故防止の必要性から警察官の指示権を明示し、その指示に従わなかった操縦者に対しては罰則の適用をもつてのぞむこととして、間接的に安全の確保を担保したものである。

（罰則）

○ 第3条（船舶の航法）、第4条（航行中における危険な際の措置）の規定に違反して航行している船舶の操縦者に対する警察官の指示に従わなかった船舶の操縦者

● 2万以下の罰金（第19条第5項）

（航行による事故発生の際の措置）

第6条 水域において、船舶の航行による人の死傷又は物の損壊（以下「航行による事故」という。）があつたときは、当該船舶の操縦者その他の乗務員は直ちに負傷者を救護し、危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該船舶の操縦者（操縦者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、速やかに警察官に当該航行による事故が発生した日時及び場所、当該航行による事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度並びに当該航行による事故について講じた措置を報告しなければならない。

本条は、道路交通法第72条の規定をそのまま水域における船舶事故に引用したもので、前段は、船舶事故のあった場合における船舶の操縦者等の負傷者の救護その他必要な措置を講ずべき義務を、後段は、警察官に対する報告義務をそれぞれ規定したものである。

- 1 「直ちに」とは、すぐにという意味で、本条後段に「速やかに」という用語が用いられているが、法令用語としての解釈では通常、「直ちに」の方が急迫の度合いが高い場合に用いられる。
- 2 「操縦者その他の乗務員」とは、操縦者のほか当該船舶の業務に従事する者であり、船舶の航行に直接関係ない係員の含まれる。
- 3 警察官に報告する内容は、
 - (1) 事故の発生日時、場所
 - (2) 死傷者の数、負傷者の負傷の程度
 - (3) 損壊した物、その損壊の程度
 - (4) 事故について講じた措置の4つである。

この報告義務は、警察官が事故の状況を確実に把握し、事後の措置をとることができるために必要とされる程度の客観的事実に限定されるべきものとなっている。

(罰則)

- ① 航行による事故発生の際に負傷者の救護、危険防止の措置を講じなかった船舶の操縦者
 - 3月以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金（第19条第1項第1号）
- ② 航行による事故発生の際に負傷者の救護、危険防止の措置を講じなかった船舶の乗務員（操縦者を除く。）
 - 2月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金（第19条第2項1号）
- ③ 航行による事故発生の際に警察官に対して事故内容等の報告をしなかった者
 - 3万円以下の罰金（第19条第4項）

(航行禁止区域の指定)

第7条 公安委員会は、水上における交通の安全と事故の防止を図るため必要があると認める場合は、標識を設置して、水域のうち特定の区域を航行禁止区域として指定す

ることができる。

本条は、公安委員会が水域のうち特に定める区域について航行禁止区域として指定することができることとした規定である。

- 1 公安委員会が指定する航行禁止区域は水域に限ることとしている。また、航行を禁止するには、「交通の安全と事故の防止を図るため」に必要がある場合に限られ、それ以外の目的で行うことは認められない。

具体的な例としては、取水口の大量放流により引き込まれる危険がある場所とか、暗礁地帯で具体的危険がある場所とか、水中に工作物が設けられておりこれに乗り上げる危険がある場所等である。

- 2 「標識を設置して……指定する」とは、公安委員会がこの条例の規定によって行う航行禁止区域の設定は、これを様式行為とし、標識を設置して行わなければならないという意味である。

- 3 河川の管理は、河川法の定めるところにより河川管理者が行うこととなっているので、河川法の適用を受ける河川について航行禁止区域を設定する場合には、あらかじめ河川管理者の意見を聴くとともに、標識を設置する場合には、河川法第24条及び第26条の規定により所要の措置を講ずることが必要である。

(保安区域の指定)

第8条 公安委員会は、遊泳者等が船舶により危害を受けることを防止するため必要があると認める場合は、標識を設置して、水域のうち特定の区域を期間を限って保安区域として指定することができる。

本条は、公安委員会が水域のうち特に定める区域について、保安区域として指定することができることとした規定である。

- 1 遊泳者等とは、遊泳者、手こぎボート、足踏みボート等をいう。
- 2 保安区域の指定は、遊泳者等の安全をはかることが目的であるから、遊泳者等が多く集まる場所、すなわち従来から使用されている遊泳場等のうち特に遊泳者等が集まっており、船舶の航行による事故から保護する必要があると認められる区域が指定の対象となる。
- 3 公安委員会が行う保安区域の指定と、遊泳場等の設置及びその管理運営権との関係は、保安区域が指定されたことによって遊泳場等が設置されるということではなく、

従来、町村や観光協会等により設置されている遊泳場や手こぎボート区域等で、水域における交通の安全上特に保護されるべき区域を指定するにとどまるもので、管理権とは別個のものである。

- 4 保安区域は航行禁止区域と異なり、遊泳者等を保護することがその目的であることから、一年中指定が行われる必要はなく、地域の実情により期間を限って指定が行われることとなる。

(標識の種類等)

第9条 前2条に規定する標識の種類、様式及び設置場所については、公安委員会規則で定める。

本条は、航行禁止区域及び保安区域の指定に基づいて設置する標識の種類、様式及び設置場所について、公安委員会規則で定めることを規定したものである。

(航行の禁止)

第10条 船舶は、第7条の規定による航行禁止区域及び第8条の規定による保安区域を航行してはならない。

本条は、船舶の航行に関して場所的な禁止行為を定めたものである。

- 1 船舶は、公安委員会が指定した航行禁止区域及び定められた期間中の保安区域については、航行することができないこととなる。
- 2 この航行禁止区域及び保安区域は、「船舶」のみに適用があるので「船舶以外の船」、例えば手こぎボート等には適用されないものとなる。
- 3 本条は、すべての立入りを禁止したものではなく、航行という状態での立入りを禁止しているので、「航行」ではなく、単に移動している場合は適用外となる。

(条例第2条「航行」の定義参照)

(罰則)

○ 航行禁止区域、保安区域を航行した船舶の操縦者

● 2月以下の拘禁刑又は2万円以下罰金（第19条第2項第2号）

(標識の移動等の禁止)

第11条 何人も、みだりに第7条又は第8条の規定により公安委員会が設置した標識を移動し、又は損壊してはならない。

本条は、標識の効用を確保するための規定である。

- 1 「みだりに」とは、「正当な理由がないのに」という意味である。
- 2 「移動」とは、一定の場所から他の場所へ位置を動かすことをいう。
- 3 「損壊」とは、物の効用を害することをいう。しかし、必ずしも物の効用の全部を失わせることを必要とするものではない。また、物を物理的に破壊し、あるいはその形態を変更することに限られるものではないので、例えば標識を汚損してその効用を失わせることも、ここにいう「損壊」に含まれることとなる。

(罰則)

○ 公安委員会の設置した標識を移動し、又は損壊した者

● 3月以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金（第19条第1項第2号）

(酒酔い操縦の禁止)

第12条 何人も、水域において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）で船舶を操縦してはならない。

本条は、酒酔い操縦の禁止について定めたものであり、道路交通法第65条及び第1

17条の2の趣旨を水域における船舶の操縦に引用したものである。

- 1 「何人も」とは、「だれでも」という意味である。法令上は、国籍、性別、年令を問わず、およそ我が国の統治権の対象となるすべての者をあらわす場合に用いられる。
- 2 「酒に酔って」とは、アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれのある状態にあることをいう。社会通念上、いわゆる酒に酔っ払っている状態はもちろん、その程度に至らなくても、感覚機能、運動機能、判断能力、抑制能力が著しくおかされている状態にある場合は、ここにいう「酒に酔って」に該当するものと解される。どの程度の量の酒を飲めばこの状態になるかについては、個人差が大きいので、具体的にはそれぞれの場合について判断すべきこととなる。
- 3 「酒に酔って」の判断については、自動車の酒酔い運転取締りに用いている
 - ・ 飲酒検知器
 - ・ 酒酔い酒気帯び鑑識カードを活用するものとする。

- 4 「酒気帯び操縦」については、これを禁止していないが、その理由は、

- (1) 現在の社会生活が、水域において常に船舶を使用するまでに至っていないこと。
- (2) 陸上交通における道路のように、一定の場所を通行するという限定制がないこと。

等のためである。

(罰則)

○ 酒に酔って船舶を操縦した者

● 2月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金（第19条第2項第3号）

(動力船の操縦者の遵守事項)

第13条 機関を用いて推進する船（以下「動力船」という。）の操縦者は、水域において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、動力船を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は動力船の原動機の動力をプロペラ等に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

2 水域において、水上スキーを行う場合は、動力船の操縦者は、後方の安全の確認を行う者を同乗させるよう努めなければならない。

本条は、水域において動力船を操縦する者の遵守事項を定めたものである。

1 「正当な理由がないのに」とは、いわゆる違法性阻却事由がないのにという意味である。

この違法性阻却事由に当たる例としては、「危険を防止するためやむを得ない場合」、「運転を始める前に原動機を暖める場合（いわゆる暖機運転）」等を挙げることができるが、暖機運転の際であってもいたずらに回転数を上げて著しい騒音を出すことは禁止されることとなる。

2 「他人」とは、水域利用者、他の船舶の操縦者又はその船舶の乗船者はもちろん、湖畔住民も含まれる。

なお、警察官であってもここでいう「他人」に含まれるものとなる。

3 「迷惑を及ぼすこととなる騒音」とは、その水域の利用者や湖畔の住民が通常受忍している平常騒音を超え、かつ、社会通念上相当とされない異常な音をいう。

4 本条に規定する禁止行為は、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法での船舶の急発進、急加速及びいわゆる空ぶかしをすることである。こ

の3つの行為類型を禁止するものであるが、その行為は他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法でなければならないことから、周囲に迷惑を受けるような他人がいなければ本号の違反とはならない。

- 5 第2項は、水上スキーがその形態からスキーや他の水域利用者への危険を伴うものであることから、これを行う際にスキーを牽引するモーターボートに操縦者とは別に、後方の安全を確認する者の同乗を義務付けたものである。この安全を確認する同乗者の資格等については、特別な規定は設けていないが、社会通念上、危険な状態を識別できる者でなければならないことは当然である。

(大会等の許可)

第14条 水域において、水上スキーの大会又は競技会その他の水上における交通に著しい影響を及ぼすような大会又は競技会であつて、公安委員会規則で水上における交通の安全を図るため必要と認めて定めるもの（以下「大会等」という。）を開催しようとする者は、当該大会等に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可（当該大会等に係る場所が2の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下同じ。）を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る大会等が次の号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- (1) 当該申請に係る大会等が水上における交通の安全上現に支障が生ずるおそれがないと認められるとき。
- (2) 当該申請に係る大会等が許可に付された条件に従って行われることにより水上における交通の安全上支障が生ずるおそれなくなると認められるとき。

- 4 第1項の許可をする場合において、所轄警察署長は、当該許可に係る大会等が前項第1号に該当する場合を除き、当該許可に水上における交通の安全を図るため必要な条件を付することができる。

本条は、水域において、水上スキーの大会又は競技会その他の公安委員会規則で定める大会又は競技会を開催する場合の警察署長の許可を定めたものである。

- 1 ここでいう「許可」は、本来は自由に開催し得る大会又は競技会を水域における交

通の安全の観点から、具体的に本条例で禁止し、これを特定の場合に解除する羈束裁量に属する警察許可である。この「許可」は、講学上の「公物の使用許可」であり、河川法に基づく河川管理者の「河川の一時占用許可」であるところの「公物の特許使用」とは、その性質を異にすることとなる。したがって、このような他の法令による許可を要するものについては、別の許可、つまり水域において、コース設定をする際の工作物の設置等の河川法に基づく許可を要するものについては、別に許可をとることとなる。

- 2 第1項では、許可を要する大会等を「水上スキーの大会又は競技会」と例示し、富士五湖の船舶航行や水域利用等の実態から、今後自由に行われた場合に他の水域利用者に各種の危険を与えるおそれのあるもので水域における交通の安全上、禁止としなければならないものを、別に公安委員会規則で定めることとしたものである。ここで許可の対象となる大会等は、水上スキーの大会等のようにある一定の広範囲の水域を排他的に使用するもので、他の水上交通に著しい影響を与えるような、水域におけるいわゆる「強者」の大会等である。
- 3 「開催しようとする者」とは、道路交通法第77条第1項第1号の「工事若しくは作業をしようとする者」の解釈と同じく水上スキーの大会等に参加する者ではなく、その大会等を行おうとする意思の主体、つまり主催者をいい、自然人であると法人であると問わないものとなる。
- 4 許可の申請期限については特に定めていないが、これはあらかじめという意味であり、現地調査等に基づき許可を与えるまでに要する時間を考慮した常識的な範囲内であればならず、遅くとも1週間前までに申請するのが妥当な範囲と考えられる。
- 5 第2項は、許可申請事項を公安委員会規則に委任する規定であり、公安委員会規則でその申請事項や申請書の様式等を定めることとなる。
- 6 第3項で「許可をしなければならない。」というのは、本条の許可が、羈束裁量処分に属する許可の一種であることから、所轄警察署長は、許可の申請があったときは、当該申請の大会等の開催が第3項の各号のいずれかに該当する場合は、必ず許可を与えなければならないという規定である。したがって、警察署長が不許可処分をすることができるのは、その大会等の開催が条件を付してもなおかつ、水上における交通の安全上危険が生ずるおそれがあると認められる場合に限られることとなる。

7 第4項は、所轄警察署長が第1項の許可をする場合において、水上における交通の安全上支障を生ずるおそれはあるが、条件に従って行われることによって、その支障が生ずるおそれがなくなると認められるときは、水上における交通の安全を確保するため、必要な条件を付すことができることとした規定である。

具体的な条件としては、

- (1) 旗やブイ等で大会等の会場であることを明示すること。
- (2) 他の水域利用者等に危険を及ぼすことのないように監視者や指導者を配置すること。

等が考えられ、水上における交通の安全を確保するための条件に限られることとなる。

8 この大会等については、開催場所が富士五湖に限られ、実態把握が容易であることなどから、許可については通知をすることとし、許可証の発行は行わない。したがって、許可証はもちろん、許可通知書等の携帯義務、提示義務はないこととなる。

(罰則)

- 無許可で大会等を開催した者又は開催条件に違反して大会等開催した者
(両罰規定有)

- 1月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金

(第19条第3項、両罰規定～第20条)

(水域における遵守事項)

第15条 何人も、水域において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 航行中の船舶からみだりに飛び込まないこと。
- (2) 遊泳者等に危険を及ぼすような方法で、電波を利用して遠隔操作を行う遊具を使用しないこと。

本条は、水域における絶対的禁止行為を定めたものである。

- 1 第1号は、船舶に乗船している者に対する禁止行為であり、航行中に飛び込む行為は、本人にとって危険な行為であるばかりか、他の航行している船舶にとって非常に危険なものとなることから禁止行為としたものである。
- 2 第2号は、いわゆるラジコンについての禁止行為を定めたものであり、周囲に遊泳者等のいる水域において遊泳者等に危険を及ぼすような方法での使用を禁止したもの

である。このラジコンの範囲については、船等はもちろん、飛行機等の空中を飛行するものであっても、低空飛行等により水域を利用している遊泳者等に危険を及ぼすような方法であれば禁止行為に該当することとなる。

(救命胴衣の着用)

第16条 水域においては、水上スキーその他公安委員会規則で定める行為をしようとする者は救命胴衣を着用するよう努めなければならない。

2 前項の救命胴衣の基準は、公安委員会規則で定める。

本条は、水上スキー等を行う際の救命胴衣の着用を義務付けたものである。

- 1 現行法上は、船舶安全法の対象となる船舶についてのみ、救命胴衣の設置義務が課せられているが着用まで規定されていない。しかしながら、富士五湖における事故実態に鑑み、水上レジャーのうち転覆等により身体が水中に投げ出される危険性の高いものに対して救命胴衣の着用を義務付けたものである。
- 2 この着用については、自己の生命身体が保護法益であることから、他の法体系との横並びを考え、努力義務としたものである。
- 3 救命胴衣については、船舶安全法に基づく船舶設備規程等により、運輸省でその基準が定められているが、この基準は海洋における船舶の転覆等を予想した安全基準であるため、富士五湖のような比較的狭い湖における安全基準として、そのまま適用することは妥当性に欠けることともなりかねないことから、公安委員会規則でその基準を定めることとしたものである。

(水上安全指導員の設置)

第17条 公安委員会は、水域における交通の安全と事故の防止を図り、及び水域における交通に起因する障害の防止に資するための指導及び啓発を行わせるため、水上安全指導員を置くことができる。

2 前項の水上安全指導員は、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会が委嘱する。

本条は、湖における各種の事故防止活動等を行わせるため、民間有志者による水上安全指導員制度を定めたものである。

- 1 水上安全指導員は、富士五湖やその周辺におけるパトロール等を行い、水域利用者に対して条例等で規定する各種の規制内容の指導や啓発を行うものである。

2 この水上安全指導員は、公安委員会が委嘱するものであり、同様な例として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に基づく少年指導員制度がある。

(実施規定)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

本条は、航行禁止区域、保安区域の設定等のこの条例の施行に関する必要な事項を公安委員会規則で定めることを規定したものである。

(罰則)

第19条 次の各号の1に該当する者は、3月以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条前段の規定に違反した船舶の操縦者

(2) 第11条の規定に違反した者

2 次の各号の1に該当する者は、2月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条前段の規定に違反した船舶の乗務員（操縦者を除く。）

(2) 第10条の規定に違反した船舶の操縦者

(3) 第12条の規定に違反して船舶を操縦した者

3 第14条第1項の規定に違反した者又は同条第4項の規定により所轄警察署長が付した条件に違反した者は、1月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金に処する。

4 第6条後段に規定する報告をしなかつた者は、3万円以下の罰金に処する。

5 第5条の規定による警察官の指示に従わなかつた者は、2万円以下の罰金に処する。

本条は、地方自治法第14条第5項により、2年以下の拘禁刑、10万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科せる旨の規定を設けることができるとされているので、本条例においても、その罪質及び他の都道府県条例との均衡を考慮しながら罰則の規定を設けたものである。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

本条は、大会等が個人だけではなく、法人によっても開催され、しかも実質的には直

接大会等の開催に携わる者による違反行為が考えられることから、両罰規定を設けたものである。

別添 2

山梨県富士五湖水安全条例施行規則逐条解説

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県富士五湖水安全条例（昭和48年山梨県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、山梨県富士五湖水安全条例の実施規定をこの山梨県富士五湖水安全条例施行規則（以下「規則」という。）で定めることとしたものである。

(航行禁止区域)

第2条 条例第7条の規定による航行禁止区域は、別表第1のとおりとする。

本条は、条例第7条で規定する航行禁止区域として、別表第1により、河口湖の東電取水口附近と畳岩周辺の2ヶ所を指定したものである。

(保安区域)

第3条 条例第8条の規定による保安区域は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による保安区域のうち、次の各号に該当する場合には、保安区域外とみなす。

(1) 保安区域内にけい留所を有する船舶が、当該船舶が使用するけい留所にもっとも近い標識を結んだ線をコースとして、保安区域外又は保安区域内に出入するために航行する場合

(2) 海上運送法（昭和24年法律第187号）に定める旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業による船舶が、定められた航路を航行する場合

3 前項各号に掲げる船舶は、遊泳者等に危害を及ぼさないような速度と方法で航行しなければならない。

本条は、条例第8条で規定する保安区域について定めたものである。

1 第1項は、保安区域として、別表第2により、山中湖に3ヶ所、河口湖に6ヶ所、本栖湖に3ヶ所を指定したものである。

2 第2項は、条例第10条の規定により禁止されている保安区域内の航行の特例を定めたものである。

- (1) 第1号は、保安区域内にある栈橋等にけい留所を有する船舶については、最短距離を航行することを条件として保安区域からの出入りに伴う航行の特例を認めたものである。このけい留所を有する船舶とは、河川法による栈橋等の設置許可に伴ってけい留することを許可された船舶をいう。したがって、形態としては栈橋に継続してけい留している船舶であって、一時的に栈橋を使用するいわゆる当日限りの持込み船舶については、けい留所を有する船舶とは認められないものとなる。
- (2) 第2号は、運輸大臣の許可を受けた遊覧船等の営業船について、その航行の一部が保安区域内にある場合の航行の特例を定めたものである。
- 3 第3項は、第2項に規定する航行特例について、保安区域内を航行する場合の安全航行義務を定めたもので、条例第3条第2項の確認規定であり、周囲に遊泳者等がいる場合は、徐行等により遊泳者等に危害を及ぼさないように航行しなければならないことを定めたものである。

(保安区域の指定期間)

第4条 条例第8条の規定による保安区域の指定期間は、毎年4月20日から9月15日までの間とする。ただし、山中湖及び本栖湖については、毎年4月20日から11月30日までの間とする。

本条は、保安区域の指定期間について定めたものであり、湖における水域利用の状況等に鑑み、夏季シーズンだけに限らず保安区域の指定期間としたものである。

(標識の種類等)

第5条 条例第9条の公安委員会規則で定める標識の種類及び設置場所は、別表第3のとおりとする。

- 2 条例第9条の公安委員会規則で定める標識の様式及び標識を設置した場合の形態は、別表第4のとおりとする。

本条は、航行禁止区域、保安区域の指定に伴って設置する標識の種類、様式、設置場所及び設置した場合の形態を別表第3及び別表第4のとおり定めたものである。

(大会等の許可)

第6条 条例第14条第1項の規定による公安委員会規則で定める大会又は競技会（以下「大会等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 水上スキーの大会等

(2) モーターボートの大会等

(3) ヨットの大会等

本条は、条例第 14 条で規定する大会等の許可対象の範囲について規定したものである。

- 1 所轄警察署長の許可を受けなければならない大会等は、水上スキー、モーターボート及びヨットの大会等である。なお、水上オートバイもモーターボートに含まれることから、その大会等は許可対象となるが、モーターボートを使用して行われる釣り大会等は許可対象外となる。
- 2 大会等の規模については、たとえ参加船舶が少数であってもコース設定等により、広範囲の水域を排他的に使用するものであって他の水域利用者に著しい影響を与えるようなものであれば許可対象となる。

(大会等の許可の申請)

第 7 条 条例第 14 条第 2 項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 大会等の開催目的
- (3) 大会等の開催場所
- (4) 大会等の開催期間
- (5) 大会等の開催の方法又は形態
- (6) 現場責任者の住所及び氏名

2 条例第 14 条第 2 項の申請書は、別記様式第 1 のとおりとする。

本条は、大会等の許可申請事項等について、定めたものである。

1 第 1 項は、大会等の開催の申請事項を定めたものである。

申請事項の中に現場の図面の規定はないが、申請書の様式の末尾に「開催する場所及び周辺の状況を明らかにした図面を添付すること。」と規定して、実質的な図面添付義務を課することとしたものである。

- (1) 第 1 号の「申請者」とは、大会等を開催しようとする者のことであり、当該所轄警察署に申請手続を行いに来た者ではない。
- (2) 第 3 号の「開催場所」とは、湖の名称だけではなく、湖における具体的な水域のこ

とをいい、一番近い湖畔の番地や建物等からの距離により、水域を特定できることが必要である。

- (3) 第5号の「開催の方法又は形態」とは、参加者数、参加船舶数、コース設定の有無や競技方法等のことをいう。

2 第2項は、大会等の開催許可申請書の様式を定めたものであり、この様式によって申請を受理することとなる。

(救命胴衣)

第8条 条例第16条第1項の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) ボードセーリングをすること。
- (2) ヨットを操縦し、又はヨットに同乗すること（帆を用いて航行している場合に限る。）。

2 条例第16条第2項の公安委員会規則で定める救命胴衣の基準は、次のとおりとする。

- (1) 十分な浮力を有するものであること。
- (2) 水中において、顔面を水面上に支持できるものであること。
- (3) 水中において、離れた場所から容易に確認できる色のものであること。

本条は、救命胴衣の着用対象及び救命胴衣の基準について定めたものである。

1 第1項は、条例で定める「水上スキー」以外の救命胴衣の着用対象を定めたものであり、これにより救命胴衣の着用対象は、「水上スキー」、「ボードセーリング」及び「ヨット」を行う者となる。ただし、「ヨット」については、モーターボート等の他の船舶との均衡や事故実態を踏まえ、転覆する危険性の高い「帆を用いて航行している場合に限る。」こととしたものである。ここで、水上オートバイやサーフジェット（エンジン付サーフィンボード）を着用対象としなかったのは、これらの船舶については船舶安全法上、定員数（乗船者数でも可）の救命胴衣の設備義務が課せられており、また罰則も設置されていることから、船舶そのものに救命胴衣を収納するスペースがないこれらの船舶については、実質的に着用せざるを得ないこととなるため、着用義務対象として挙げなかったものである。

なお、条例上、モーターボート等の船舶の乗船者には着用義務規定はないがこれに

より、着用について指導することができないとするものではない。

2 第2項は、水域において着用する救命胴衣の基準を定めたものである。

この救命胴衣の基準については、運輸省の検定制度があり、船舶安全に基づく船舶設備規程等の一定の基準に合格したものは、運輸省の型式承認を取得できることとなっている。しかし、この基準は海洋における遭難を想定しており、例えば浮力については船舶設備規定に、「7. 5キログラムの質量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができること」と規定され、相当時間の浮力が要求されているなどかなり厳しい規格となっているため、富士五湖のような比較的狭い水域における遭難とは大きな差があり、この基準をそのまま適応することは妥当性を欠くものとなりかねないことから、富士五湖における事故等に対応した必要最小限の要件を規定したものである。したがって、運輸省の型式承認を受けた合格品については、この基準を満たしていることとなる。

- (1) 第1号は、着用した状態で、水中において身体を保持できる十分な浮力を有することを規定したものである。
- (2) 第2号は、単に十分な浮力があるだけではなく、着用した状態で水中において顔面を水面上に支持できる形態でなければならないことを規定したものである。したがって、ボードセーリング等で腰部に着用する「ハーネス」類は、たとえ浮力が十分であったとしても、水中において自然な状態で顔面を水面上に支持できないので、救命胴衣とは認められないこととなる。
- (3) 第3号は、水中において容易に確認できる色でなければならないことを規定したものであり、「ブルー」等の色は水面の色と区別ができてにくいことから認められないこととなる。具体的な色としては、「オレンジ」、「イエロー」となる。

(水上安全指導員の委嘱等)

第9条 条例第17条の規定により公安委員会が委嘱する水上安全指導員は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、公安委員会が適当と認めた者とする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 湖の安全に関する知識を有すること。
- (3) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

- 2 水上安全指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 公安委員会は、水上安全指導員が職務を遂行することが不相当である等の理由により必要があると認めたときは、これを解嘱することができる。
- 4 水上安全指導員は、公安委員会の指導を受け、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 条例による規制を遵守させるための指導を行う活動
 - (2) 水上における安全確保のための調査並びに知識の普及及び思想の高揚を行う活動
 - (3) その他指導及び啓発のための公安委員会が必要と認める活動
- 5 公安委員会は、水上安全指導員に対し、その身分を証する別記様式第2の証明書を交付するものとする。

本条は、水上安全指導員の要件、任期、活動内容、身分証明書等について定めたものである。

- 1 第1項は、水上安全指導員の資格要件について規定したものである。
 - (1) 第1号は、人格識見とも優れ、行動等においても地域住民等に信頼があることをいう。
 - (2) 第2号は、湖の地形や船舶に関する知識あるいは水難救助等の知識を有することをいう。
 - (3) 第3号は、湖の安全確保等の活動に対して、旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。したがって、多くの職を兼ねていて水上安全指導員としての活動を期待できない者は、これに該当しないものとなる。
 - (4) 第4号は、心身ともに健康であり、その職務を行うことによって精神的、肉体的に支障を来たすことがないことをいい、おおむね65歳以下の者となる。
- 2 第2項は、任期を2年としたものであり、補充の水上安全指導員の任期は、前任者の残任期間となる。
- 3 第3項は、水上安全指導員がその職務上の義務に違反したり、水上安全指導員たるにふさわしくない非行のあったときは、公安委員会が解職できる旨を定めたものである。
- 4 第4項は、水上安全指導員の活動内容を定めたものであり、条例第17条に基づくものである。

5 第5項は、水上安全指導員の身分証明書の様式を定めたものである。

(救護及び業務用船舶の特例)

第10条 条例第18条の公安委員会規則で定めるこの条例の施行に関し必要な事項は、次のとおりとする。条例第7条の規定による航行禁止区域及び条例第8条の規定による保安区域において、次の各号に該当する場合は条例第10条の規定は適用しないものとする。

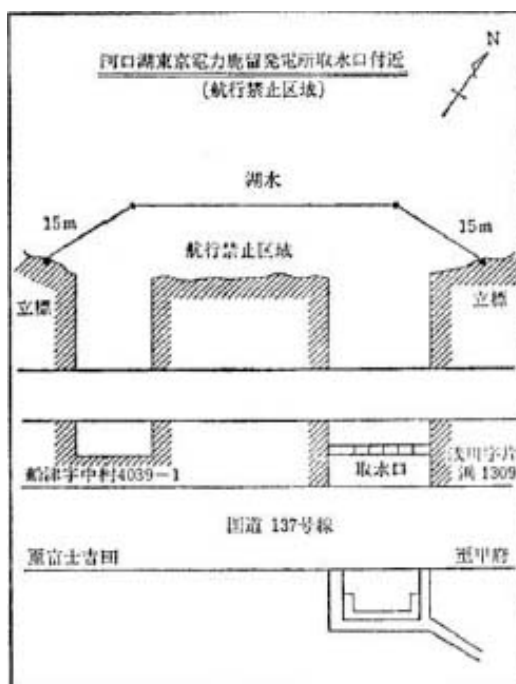
- (1) 遊泳者等の救護用の船舶
- (2) 警察活動用の船舶
- (3) 河川管理業務用の船舶
- (4) 環境衛生等の業務用の船舶
- (5) 水産資源等の業務用の船舶

本条は、救助活動やその業務の特殊性から、航行禁止区域や保安区域を航行する必要がある船舶について、その航行の特例を定めたものであるが、この対象となる船舶は、業務専用船でなくとも、その業務に従事するため借り受けた場合の船舶も含むものとなる。

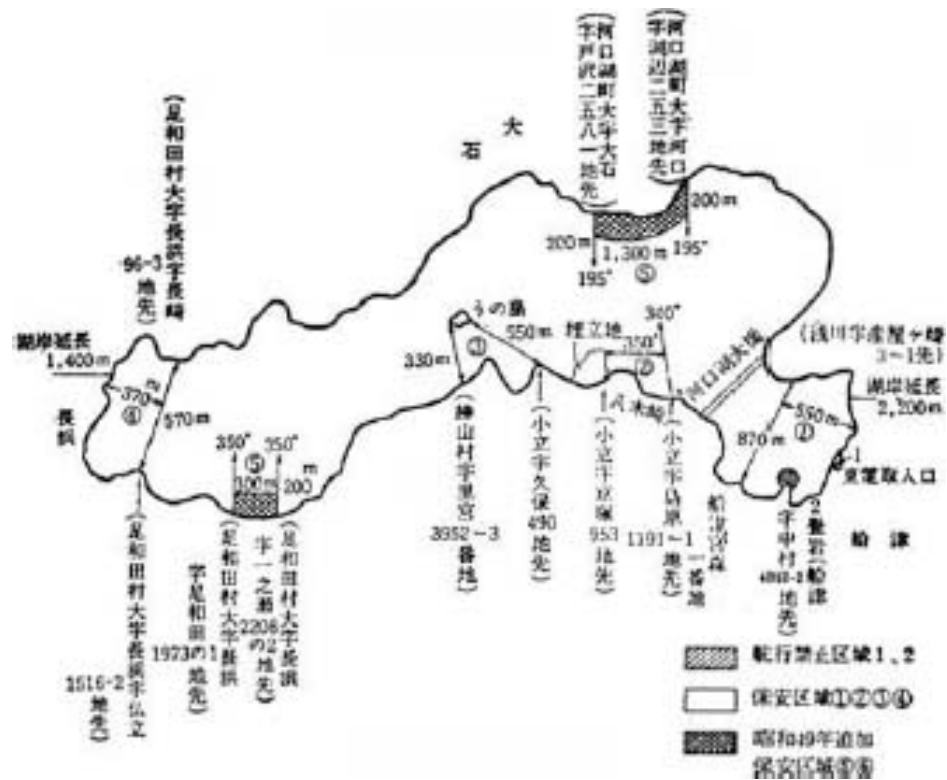
したがって、ここに掲げる船舶がその業務を行う場合に限り、航行禁止区域及び保安区域を航行することができることとなるが、徐行を行うなどにより、他の遊泳者等に危険を及ぼさないように航行しなければならないのはいうまでもない。

別添3

航行禁止区域、保安区域関係資料



河口湖



山中湖



本栖湖

